

固定資産税

3年間ゼロ!!

「先端設備等導入計画」の提出・認可で労働生産性向上をサポート

■対象となる事業

年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

■対象者

町内中小企業者等 ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）

■認定の対象となる設備

生産、販売活動等の用に直接供されるものであって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年1%以上向上する下記の設備（中古資産は対象外）

【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】

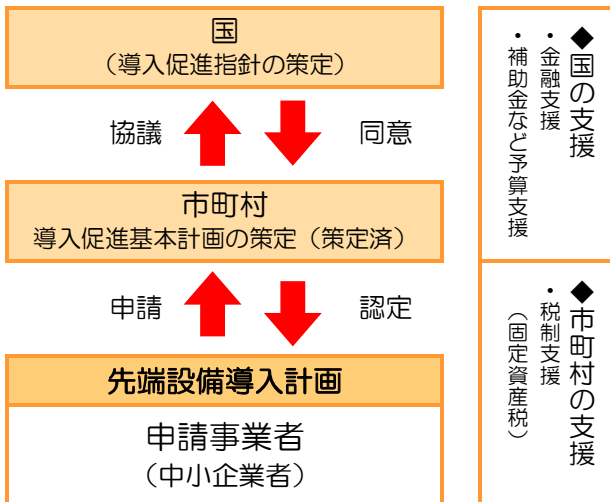
- ・機械装置（160万円以上／10年以内に販売が開始されたもの）
- ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内に販売が開始されたもの）
- ・器具備品（30万円以上／6年以内に販売が開始されたもの）
- ・建物附属設備（60万円以上／14年以内に販売が開始されたもの） ※償却資産として課税されるものに限る。

■町から受けられる特例措置その他支援

○取得の翌年から固定資産税を3年間ゼロとします。

○国の補助金における優先採択の対象となります。（審査時の加点、補助率の引上げ）

- ◆ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業補助金
- ◇小規模事業者持続化補助金
- ◆戦略的基盤技術高度化支援事業補助金
- ◇サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金



■特例措置等を受けるためには

先端設備等導入計画(事業者の生産性を向上させるための計画)の策定・提出が必要となります。

計画の策定にあたっては、商工会や金融機関等の支援機関に相談し、確認書をもらう必要があります。

◆ご相談・問い合わせ◆

上富良野町企画商工観光課商工観光班

TEL0167-45-6983